

○福島県消防学校教育訓練規則

昭和四十一年一月二十一日

福島県規則第五号

改正 昭和四四年三月三十一日規則第二六号

昭和四七年三月三十一日規則第二一号

昭和四八年四月二六日規則第三八号

平成二年三月二三日規則第八号

平成三年三月三〇日規則第三七号

平成三年一〇月一日規則第六五号

平成四年七月二一日規則第六一号

平成六年三月三十一日規則第四九号

平成一四年三月二六日規則第三九号

平成一七年三月二二日規則第二七号

平成一八年七月二一日規則第九五号

平成二八年三月八日規則第一三号

〔福島県消防学校教養規則〕をここに公布する。

福島県消防学校教育訓練規則

(昭四七規則二一・改称)

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 学校教育（第三条—第二十一条）

第三章 校外教育（第二十二条—第二十四条）

第四章 補則（第二十五条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県消防学校（以下「学校」という。）における消防に関する教育訓練（以下「消防教育」という。）その他必要な事項を定めるものとする。

(平二八規則一三・全改)

(消防教育)

第二条 学校においては、消防職員、消防団員及び消防関係者（学校の長（以下「校長」と

いう。)が消防教育の必要があると認める者をいう。)に対し、消防教育を行う。

2 消防教育を分けて、学校教育及び校外教育とする。

(平二八規則一三・全改)

第二章 学校教育

(学校教育の定義)

第三条 学校教育とは、消防職員、消防団員及び消防関係者を学校に入学させて行う消防教育をいう。

(平一四規則三九・全改)

(学校教育の種類)

第四条 学校教育の種類は、初任教育、基礎教育、専科教育、幹部教育、特別教育及び一般教育とする。

2 初任教育とは、新たに採用された消防職員に対して行う基礎的な消防教育をいう。

3 基礎教育とは、消防団員に対して行う基礎的な消防教育をいう。

4 専科教育とは、消防職員及び消防団員に対して行う特定分野に関する専門的な消防教育をいう。

5 幹部教育とは、消防職員又は消防団員の幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として必要な消防教育をいう。

6 特別教育とは、第二項から前項までに掲げる学校教育以外の学校教育で消防職員及び消防団員に対して特別の目的のために行う消防教育をいう。

7 一般教育とは、消防関係者に対して行う消防教育をいう。

(昭四七規則二一・全改、平一四規則三九・平一七規則二七・一部改正)

(種別等)

第五条 学校教育(前条第六項に規定する特別教育及び同条第七項に規定する一般教育を除く。)の種類ごとの種別(課程がある場合は課程を含む。次条において同じ。)は、別表のとおりとする。

2 前条第六項に規定する特別教育及び同条第七項に規定する一般教育のそれぞれの種類ごとの種別は、校長が別に定める。

(平二八規則一三・全改)

(学校教育の到達目標等)

第六条 学校教育の種別ごとの到達目標、入学者の定数、教科目及び教育訓練時間数(教科目ごとの教育訓練時間数を含む。)は、校長が別に定める。

(平二八規則一三・全改)

(学校教育実施計画の策定及び報告)

第七条 校長は、毎年三月末日までに、翌年度の学校教育の実施計画を定め、これを知事に報告しなければならない。

2 校長は、特別の事情により前項の実施計画を変更したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

3 校長は、毎年四月末日までに、前年度の学校教育の実施結果を知事に報告しなければならない。

(昭四七規則二一・一部改正、平一七規則二七・旧第十一条繰上)

(入学資格)

第八条 学校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 消防長の推薦を受けた消防職員

二 市町村長の推薦を受けた消防団員

三 関係機関（自主防災組織等で校長が別に定めるものをいう。次条において同じ。）の長の推薦を受けた消防関係者

(平一四規則三九・全改、平一七規則二七・旧第十二条繰上)

(入学手続)

第九条 消防長、市町村長又は関係機関の長（以下「推薦者」という。）は、消防職員、消防団員又は消防関係者を学校に入学させようとするときは、校長の指定する期日までに、推薦書（第一号様式）に校長の定める健康診断書その他校長の定める書類を添えて、校長に提出しなければならない。

(平一四規則三九・全改、平一七規則二七・旧第十三条繰上)

(入学の決定)

第十条 校長は、前条の規定により推薦書の提出があつた者について選考のうえ、入学させる者を決定し、その旨を書面により推薦者に通知するものとする。

(平一四規則三九・全改、平一七規則二七・旧第十四条繰上)

(誓約書)

第十一条 前条の規定により入学させる者として決定された者（以下「学生」という。）は、入学に際して誓約書（第二号様式）を校長に提出しなければならない。ただし、その学生の受ける教育訓練の日数が五日以内である場合においては、この限りでない。

(平一四規則三九・全改、平一七規則二七・旧第十五条繰上)

(休業日)

第十二条 学校の休業日は、次に掲げる日とする。ただし、校長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であつても臨時に教育訓練を行うことができる。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和三十二年法律第七十八号）に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 一月二日から同月七日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

（昭四七規則二一・追加、昭四八規則三八・平二規則八・平四規則六一・平一四規則三九・一部改正、平一七規則二七・旧第十六条繰上）

(教育訓練の効果の測定)

第十三条 校長は、学生について、随時、教育訓練の効果の測定を行うものとする。

- 2 校長は、前項の規定により教育訓練の効果の測定を行つたときは、その結果を学生に通知しなければならない。

（昭四七規則二一・旧第十六条繰下・一部改正、平六規則四九・平一四規則三九・一部改正、平一七規則二七・旧第十七条繰上・一部改正）

(欠席又は見学)

第十四条 学生は、負傷、疾病その他やむを得ない事情のため、教育訓練を欠席又は見学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

- 2 校長は、他の者に感染するおそれがあると認められる伝染性の疾患にかかった学生に対し、出席を停止させることができる。

（平一四規則三九・全改、平一七規則二七・旧第十八条繰上）

(退学)

第十五条 推薦者は、学生が負傷し、若しくは疾病にかかつたため、又はやむを得ない事情のため、学生を退学させようとするときは、その理由を記した書面により、校長の承認を得なければならない。

（平一四規則三九・追加、平一七規則二七・旧第十八条の二繰上）

(成績等の通知)

第十六条 校長は、初任教育を修了した学生については、その教育訓練の結果を推薦者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

- 2 校長は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、学校教育を修了した学生について、その教育訓練の結果を推薦者に通知するものとする。

（平一四規則三九・追加、平一七規則二七・旧第十八条の三繰上）

(卒業証書等)

第十七条 校長は、初任教育を修了した消防職員に対しては卒業証書(第三号様式)を、初任教育以外の学校教育(教育訓練の日数が一日である者を除く。)を修了した消防職員、消防団員及び消防関係者に対しては修了証書(第四号様式)を、それぞれ授与するものとする。

2 校長は、現場指揮課程及び分団指揮課程の両課程を修了した者に対し、き章を授与するものとする。

(昭四七規則二一・旧第十八条繰下・一部改正、平一四規則三九・一部改正、平一七規則二七・旧第十九条繰上、平二八規則一三・一部改正)

(表彰)

第十八条 校長は、初任教育を修了した学生のうち、修業成績が優秀で他の模範と認められる者を表彰することができる。

2 校長は、学校教育上必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、修業成績が優秀で他の模範と認められる学生その他学校生活において他の模範と認められる学生について、随時、表彰することができる。

(昭四七規則二一・全改、平六規則四九・平一四規則三九・一部改正、平一七規則二七・旧第二十条繰上)

(知事賞)

第十九条 知事は、初任教育を修了した学生のうち、修業成績が特に優秀で他の模範と認められる者に対して、知事賞を授与するものとする。

(昭四七規則二一・追加、平六規則四九・一部改正、平一七規則二七・旧第二十一条繰上)

(懲戒)

第二十条 校長は、学校の規律を乱し、又は学生の本分に反する行為をした学生に対して、謹慎又は訓戒の処分を行うことができる。

2 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、これを退学させることができる。

- 一 性行が不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- 二 成績不良その他の理由により成業の見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由がなくて出席が常でないとき。
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。

3 校長は、前項の規定により退学の処分を行ったときは、その理由を付し、遅滞なく、そ

の旨を知事に報告するとともに推薦者に通知しなければならない。

(昭四七規則二一・旧第二十一条繰下・一部改正、平六規則四九・平一四規則三九・一部改正、平一七規則二七・旧第二十二条繰上)

(寮)

第二十一条 学生は、原則として寮に入るものとする。

2 寮に関して必要な事項は、校長が定める。

(昭四七規則二一・追加、平六規則四九・平一四規則三九・一部改正、平一七規則二七・旧第二十三条繰上)

第三章 校外教育

(校外教育の定義)

第二十二条 校外教育とは、消防団員及び消防関係者に対して学校外で行う講習、巡回指導その他の方法による消防教育をいう。

(昭四七規則二一・旧第二十二条繰下・一部改正、平一四規則三九・一部改正、平一七規則二七・旧第二十四条繰上)

(校外教育の実施)

第二十三条 校外教育の実施に関して必要な事項は、校長が定める。

(昭四七規則二一・旧第二十三条繰下・一部改正、平一四規則三九・一部改正、平一七規則二七・旧第二十五条繰上)

(学校教育に関する規定の準用)

第二十四条 第七条の規定は、校外教育について準用する。

(昭四七規則二一・旧第二十四条繰下・一部改正、平一七規則二七・旧第二十六条繰上・一部改正)

第四章 補則

(校長への委任)

第二十五条 この規則に定めるものを除くほか、学校の管理及び運営並びに消防教育の実施に関して必要な事項は、校長が定める。

(昭四七規則二一・旧第二十六条繰下・一部改正、平一四規則三九・旧第二十八条繰上、平一七規則二七・旧第二十七条繰上、平二八規則一三・一部改正)

附 則

1 この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 福島県行政組織規則(昭和三十三年福島県規則第七十五号)の一部を次のように改正す

る。

[次のよう] 略

別表（第五条関係）

（平二八規則一三・全改）

種類	種別	課程	対象者	
初任教育			消防職員	
基礎教育			消防団員	
専科教育	警防科		消防職員	
	特殊災害科			
	予防査察科			
	危険物科			
	火災調査科			
	救急科			
	救助科			
幹部教育	初級幹部科			
	中級幹部科			
	上級幹部科			
専科教育	警防科		消防団員	
	機関科			
幹部教育	初級幹部科			
	指揮幹部科	現場指揮課程		
		分団指揮課程		
上級幹部科				

第1号様式(第9条関係)

推 薦 書

年 月 日

福島県消防学校長

住 所

推薦者

印

職 氏名

このたび、下記の者を福島県消防学校

第	期初任教育			
	教育	科第		
	教育第		期	期
	一般教育第		期	教育
				課程

に入学させたいので、推薦します。

記

番号	階級・職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年齢	住 所	備 考

- (注)1 消防職員を推薦する場合にあつては、「生年月日」の欄、「年齢」の欄及び「住所」の欄の記入を必要としない。
- 2 「年齢」の欄は、入学式の日を基準として算定し、記入すること。
- 3 「備考」の欄には、下記の事項を記入すること。
- (1) 救助科に消防職員を推薦する場合 救助業務に関する資格及び自動車運転免許のうち大型免許等を有する者にあつてはその種類
- (2) 消防団員を推薦する場合 消防学校入学歴(教育課程名を記入すること。)

第2号様式(第11条関係)

誓 約 書

年 月 日

福島県消防学校長

氏 名 ㊦

私は、このたび、

〔	第	期初任教育	〕	の学生と	
	教育	科第			期
	教育第	期			科

して、福島県消防学校に入学するに際し、下記のことを誓います。

記

- 1 在学中は、関係法令及び関係諸規程の定めに従い、誠実にそれを守ること。
- 2 在学中は、消防の職責及び学生としての本分を自覚し、礼節を守り、常に自主的かつ積極的に勉強及び修練に努めること。
- 3 在学中は、一意専心消防に関する知識及び技術の修得並びに気力及び体力の練成に努めること。

第3号様式(第17条関係)
第 号

卒 業 証 書

本籍地 都道府県名

氏 名

年 月 日生

本校所定の消防職員初任教育の課程を卒業したことを証します

年 月 日

福島県消防学校長 氏名



第4号様式(第17条関係)
第 号

修 了 証 書

消防職員 教育 科第 期
消防団員 教育第 期 科 課程
(消防関係者) 一般教育第 期 教育

氏名

本校の頭書の教育課程を修了したことを証します

年 月 日

福島県消防学校長 氏名



附 則（昭和四十四年規則第二六号）抄

1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年規則第二一号）

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年規則第三八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年規則第八号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年規則第三七号）

1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成三年規則第六五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年規則第六一号）

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第四九号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第三九号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十二条から第十四条まで及び第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第二七号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第九五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

（平14規則39・全改、平17規則27・平28規則13・一部改正）

第2号様式（第11条関係）

（平14規則39・全改、平17規則27・平28規則13・一部改正）

第3号様式（第17条関係）

（昭47規則21・全改、平28規則13・一部改正）

第4号様式（第17条関係）

（昭47規則21・追加、平14規則39・平28規則13・一部改正）